



景品表示法の今 ～基礎から検討会報告書までを学ぶ～

消費者が商品を購入する際、判断の元となる情報は表示によるものが多く、景品表示法は消費者の権利を確保するために大変重要な法律です。

景品表示法では、商品やサービスが実際より著しく優良・有利であると誤認させる表示を禁止しており、違反をすると課徴金の納付を命じられる場合もあります。また、過大な景品(おまけ)を提供することについても制限しています。

消費者庁では、昨年より「景品表示法検討会」が開催され、2023年1月13日に報告書が公表されました。またあわせて、「ステルスマーケティングに関する検討会」報告書も昨年12月28日に公表されています。今回は、景品表示法の基礎的な部分から検討会報告書の内容までを、消費者庁の担当課から報告していただきます。

ぜひ、ご参加お待ちしております。

参加費
無料です

【日時】 3月2日(木) 15時00分～16時30分

〔Zoomを活用したオンライン学習会〕

【講師】 南 雅晴さん(消費者庁 表示対策課 課長)

【定員】 100人 ※事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。

【締め切り】 2月28日(火)

【申し込み】

① Google フォーム <https://forms.gle/yL2JHVQ4pesxZPhL9>

② 事務局 yukiko.ooide@shodanren.gr.jp (大出)

参加ご希望の方は、上記メール宛先に「団体名、お名前、メールアドレス、電話番号」を記入の上、必ず事前にお申込みください。

※Zoom 会議の詳細は、学習会前までに申し込みの方にご連絡いたします。

〔参加用 URL〕は登録された方限りとさせていただきます他の方への転送はできません。

いただいた個人情報はこの学習会のみ利用させていただきます。

